

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和5年1月11日（水）

開会 9時30分

閉会 10時09分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員、
富樫健二委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定（再掲）、副教育長 上村和弘
次長（教職員担当）佐藤史紀、次長（学校教育担当）井ノ口誠充、
次長（育成支援・社会教育担当）中川実、次長（研修担当）水野和久
教育総務課 課長 森岡賢治、班長兼企画員 米澤道隆
教育財務課 課長 石井紳一郎、課長補佐兼班長 飛鳥井清司
教職員課 課長 野口慎次、班長 松島克幸
高校教育課 課長 山北正也、班長 河合貞志、
充指導主事 脇本慎太郎、充指導主事 西大希
学力向上推進プロジェクトチーム 担当課長 脇谷明美
保健体育課 課長 奥田隆行、課長補佐兼班長 横山勝規

5 請願・陳情の付議の結果

	件 名	審議結果
請願 1 5	全国学力・学習状況調査に関する請願について	不採択
請願 1 6	「部活動ガイドライン」の公開について、市町 教育委員会への通知発出を求める請願について	不採択
請願 1 7	部活動の練習予定表のインターネット上での公 開を求める請願について	不採択
請願 1 8	高校と中学生・保護者との情報交換等を希望者 全員に対して行うことを求める請願について	不採択

6 議題件名及び採択の結果

件名	審議結果
議案第56号 令和4年度三重県一般会計補正予算（第9号） （教育委員会関係）について	原案可決

7 報告題件名

報告1	令和4年度職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」及び「三重県教育委員会特別感謝状」贈呈について
-----	---

8 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（12月15日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

北野委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第56号は県議会提出前であるため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願を審議し、公開の報告1の報告を受けた後、非公開の議案第56号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

請願15 全国学力・学習状況調査に関する請願について（公開）

（協谷学力向上推進プロジェクトチーム担当課長説明）

請願15 全国学力・学習状況調査に関する請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年1月11日提出 三重県教育委員会教育長

2ページの請願書をご覧ください。「1 請願の要旨」ですが、全国学力・学習状況調査の実施について、三重県では「抽出式にする」または「数年に一度の実施にする」のいずれかにすること、また、教員が授業に力を注ぐことのできる環境の整備を求めます

というものです。

「2 請願の理由」ですが、1 段落目後半部分、調査では毎年同じ課題が浮き彫りになっているのであり、力を注ぐ事柄は明らかになっているとし、3 段落目の最後では、三重県で実施する場合、「抽出式にする」または「数年に一度の実施にする」のいずれかにするので十分であると主張されています。

また、最後 3 行で、「授業を大切にしています」という形を示すために、研修を実施して現場から授業準備の時間を奪い、多忙に拍車をかけることをやめて、教員が本当に授業に専念できる環境づくりをしてほしいとされています。

この請願に対しまして、教育長の意見です。1 ページの表、一番右の列をご覧ください。毎年、該当学年の全児童生徒が本調査に参加することで、学校や学級だけでなく、児童生徒一人ひとりの状況を把握し、個に応じた指導や授業改善、家庭での生活習慣や学習習慣等の改善に向けた働きかけにつなげることができます。このことから、本調査は毎年及び悉皆で実施する必要があると考えています。

また、本県では、国や県の定数を活用し、児童生徒一人ひとりの実態や各学校の課題に応じたきめ細かな教育を推進し、基本的な生活習慣や学力の定着・向上を図るとともに、安全で安心に学べる環境を確保するため、30 人学級等の少人数学級編制と少人数授業の両面で取組を行っています。

学校現場で教育課題に応じた教員の配置や、児童生徒や保護者の心理的ケアを行うスクールカウンセラー、福祉機関との連携を行うスクールソーシャルワーカーなどの専門的な人材の効果的な配置を進めています。

また、スクール・サポート・スタッフ等により、授業支援や教材の印刷などの業務について、教員のサポートを行っています。

このように、学校の実状や課題を踏まえて、効果的な教職員配置に努めているところです。

以上のことから、本請願については不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願 15 はいかがでしょうか。

富樫委員

1 ページ目の本県では、のところで、「国や県の定数を活用し」の定数というのが、抽象的なのもう少し教員定数とか具体的に書かれたらどうかというのと、もう 1 点が 2 ページのところ、この方が「三重県と他の自治体との間に僅かな差はあっても、これが統計的に有意な差とは考えにくい」と書かれておりますけれども、もし可能でしたら、これだけの数があると 0.1 とかの差であっても統計的な有意差が出てくると思いますので、平均値と標準偏差と対象者の数があれば他県との比較もできるはずですから、この方がここにこだわるのであれば、そういうのもこちらとしても持っておくと説明しやすいかなと思います。

野口課長

「国や県の定数を活用し」というところなんですけれども、35人学級とかを達成するためには、先生が40人学級より人数が要るということで、基礎定数と加配というのもありますので、その定数を活用するという意味で書かせていただいております。

教育長

委員がおっしゃったのは、定数ということでは分かりにくいので、教員定数とかの表記にした方がいいんじゃないですかというご指摘なんです。

野口課長

教員定数で結構です。

脇谷課長

2点目の「僅かな差はあっても」というところで、おっしゃっていただいたように色々な分析もこちらでしておりますので、その資料ということもありますし、全体的な平均値というよりも個々の問題がどうなのかということに着目していきたいというところについても、ご理解いただけたらと思っております。

大森委員

請願のタイトルが全国学力・学習状況調査に関する請願書と書いているんですけども、請願の理由の段落のうち半分くらいが授業の改善の話になっていて、だけど、教育長の意見はそこには触れずにタイトルどおりの回答だけをするということでもいいんですかね。やたら木平教育長の名前が出てきてると思って。これはもうタイトルがこうだからこの回答をするという判断ですか。

脇谷課長

要旨のところにはそのことは指摘をされておられませんので、その要旨に従って回答とさせていただきます。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

請願16 「部活動ガイドライン」の公開について、市町教育委員会への通知発出を求める請願について（公開）

（奥田保健体育課長説明）

請願16 「部活動ガイドライン」の公開について、市町教育委員会への通知発出を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年1月11日提出 三重県教育委員会教育長

2ページをご覧ください。こちらが請願書の写しです。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、三重県内全市町教育委員会に対して、各市町教育委員会の「部活動ガイドライン」をインターネット公開するように県教育委員会が通知をすることを求めています。

「2 請願の理由」では、現時点での各市町教育委員会の「部活動ガイドライン」のインターネット上の公開は、別紙3ページのとおりであり、どのような原則で部活動運営が行われているのかが学校関係者以外には知られないようになっている場合もあるということが記載されております。

それでは1ページにお戻りください。請願文書表がありますので、ご覧ください。請願に対する教育長の意見を記載しております。

部活動を適切に運営するため、各学校においては、県や市町が策定した「部活動ガイドライン」や「部活動運営方針」に基づき、学校部活動運営方針を定め、部活動を実施しています。

各市町における、部活動ガイドラインの公開方法については、各市町の判断に基づき行っているところです。

以上のことから、「部活動ガイドライン」の公開について、市町教育委員会への通知発出を求める請願については、不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願16はいかがでしょうか。

富樫委員

これ今の時代、情報公開の時代であれば、基本的にはオープンにするのが普通かなというふうには思うんですけども、この辺りはやはり教育委員会としても各市町の判断に任せているというような書き方でいいんですか。これでもう終わるんですかね。通知まではいかないにしても、できれば載せてくださいとかそういうことも言わないというような判断と。

奥田課長

各市町において、インターネットで知らせていないというだけでありまして、様々な方法で簡単なガイドブックや概要を作ったりして周知はしているところですので、インターネットでの公開をしないといけないという縛りもありませんので、そこは市町に任せているところです。

富樫委員

こういうご指摘がありましたということもお伝えはしないと。

奥田課長

29市町全体にはしてません。

富樫委員

部活動の地域移行なんかもあるので、できれば載せてもらった方がいいのではないかなとは思いますが。通知というレベルというのがちょっと分からないんですけども。

奥田課長

地域移行に関わっては県民の人たちの力も借りながらやっていくようなことでありますので、今後そのことについては検討を進めていきたいと思っております。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

請願17 部活動の練習予定表のインターネット上での公開を求める請願について（公開）

（奥田保健体育課長説明）

請願17 部活動の練習予定表のインターネット上での公開を求める請願について
請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年1月11日提出 三重県教育委員会教育長

2ページをご覧ください。こちらが請願書の写しです。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、三重県立高等学校の部活動において、各部活動の練習予定表をインターネット上で公開することを求めています。

「2 請願の理由」では、インターネットが普及している現代であるからこそ、インターネット上での練習予定表の公開はより便利になるということが記載されております。

それでは1ページにお戻りください。請願文書表がありますので、ご覧ください。請願に対する教育長の意見を記載しております。

県教育委員会では、「県部活動ガイドライン」に基づき、「指導者は、年間計画・月間計画・日々の活動計画を立て、生徒や保護者に周知、理解してもらうこと」と示しており、各部活動では、練習予定等について、部員・保護者に周知しています。また、周知の方法については、各部活動の判断に基づき行っているところです。

以上のことから、部活動の練習予定表のインターネット上での公開を求める請願については、不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願17はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が本請願の不採択を承認する。－

・審議事項

請願18 高校と中学生・保護者との情報交換等を希望者全員に対して行うことを求める請願について（公開）

（山北高校教育課長説明）

請願18 高校と中学生・保護者との情報交換等を希望者全員に対して行うことを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年1月11日提出 三重県教育委員会教育長

2ページをご覧ください。これが請願書の写しです。請願者は、先ほどご紹介があったとおりです。

「1 請願の要旨」です。三重県立高等学校が中学生・保護者に対し、情報交換等を行う場合は、それに参加を希望する中学生・保護者全員を対象としたものにすることを求めています。

「2 請願の理由」です。枠の中は、入学者選抜の公正な実施について、県教育委員会が各校長宛てに発出した通知文です。この通知では、「高等学校の教職員は、県内外を問わずスポーツや文化等の活動において実績等のある中学生及びその保護者に対して、勧誘は絶対に行わないこと。」「高等学校の教職員が県内外を問わず中学校を訪問し、中学生、保護者及び中学校関係者と情報交換等を行う際は、当該高等学校長が中学校長に連絡をして、中学校長の了承を得ること。」としています。

3ページをご覧ください。この枠内のことにつきまして、2つ目の段落の下から2行目に、高等学校の教職員が中学生やその保護者と情報交換等を行う場合は、中学3年生全員にそのことを周知するとともに、希望者全員が面談の場に参加できる機会を保障すべきだと記載されています。

次に、1ページにお戻りください。請願文書表があります。請願に対しての教育長の意見を一番右段に記載してあります。

県立学校の教員が、生徒募集の件で中学校を訪問する場合、進路指導の担当教員や担任等と面会し、教育活動や部活動の内容等について説明しています。

また、各高校では、中学生が高校のことを理解し、進路について考える機会となるよう、説明会（高校生活入門講座）を開催し、学校の魅力・特色等を説明したり、授業体験や部活動見学等の時間を設けており、興味・関心のある中学生が参加しています。

以上のことから、本請願については不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願18はいかがでしょうか。

大森委員

小学校単位でPTAからの希望で、津市内の高校が何校か集まって小学生や保護者に説明会とか情報交換会をやってると思うんですけど、なので、ここの教育長の意見としてはもうちょっと広く県教委はやってるよということが言えるかなと。小学生レベルから説明会を、今ちょっとどうなっているか分かりませんが。確か、津高校とか津西、津東、久居農林、津工業、津商業はやっていると思うんですけども、小さい頃からそういうことをやっているということは、ここに書く必要がなくても、次に小学生もやれと言われた時にもうやってるよと言えるので、口頭でも言ってもらえたらなと思います。

富樫委員

これはつまり、推薦入試の時に個別で訪問していることがあるということを訴えているんですか。

山北課長

現段階では、三重県の高校入試では推薦入試というものはやってはいないんですけども、高校の教員が先ほどのルールに基づいて中学校を訪問していることはあって、そこでは子どもたちではなく、教員と学校や本校の部活動の魅力とかを説明していることはございます。

富樫委員

直接ご家族とお会いしているようなことはない。

山北課長

はい。

教育長

そうなの。

山北課長

高校の教員が。

富樫委員

この2項ですかね。中学生、保護者及び中学校関係者と情報交換等を行う際はとは書いていますが。

山北課長

請願書の回答に書かせていただいたとおり、高校の教員が中学校を訪問する場合は、中学校の進路指導の担当教員や担任等と面会をしてお話をするということが基本です。それで、その該当の中学生や保護者の方から説明を聞きたいというご希望があった場合に、中学生の関係者の同席のもと、その情報を説明することがあります。

富樫委員

全体としてではなく、個別にみたい。そこがちょっと問題だと言ってるように。

北野委員

なんとなく、校長の了承の元というのが逆になっているところがあるんじゃないかなという気がするんですけど、先に保護者とか生徒に話がたって、その後に校長の了承をとくかそういうことはないでしょうか。必ず学校長の了承の元、保護者の方に説明されているという形ですか。

山北課長

高等学校の校長が中学校の校長に了解を持って、その後でということになっています。

北野委員

時々、生徒が中学生の間に高校に部活動の練習に行ったりされたりっていうのは、最近では聞かないですけど昔はそういう話をよく耳にしていたので、周りの保護者の中にはあれって思われる方もいるんじゃないかなという気がするんです。その辺しっかりされてるんでしたら良いんですけども、噂ってすぐに広がってしまうので、そういうことはきちんとオープンにしてもらった方が良いかなという気はするんですけど。入学者選抜の公正な実施というのを、保護者には伝わっているはずなんですけど、その辺をきちんとこういうルールになってますということを中学生の保護者の方に説明をしていただいたら、もしかかそういうことが違っていればそういう話も聞こえてくると思うんですけど、はじめに保護者に知らない方がいると、違った噂とかでどんどん変な方向向いて話が進んでいく場合もあると思うので、受験生の保護者の方にはこういうルールなんですよということを説明していただけると良いかなと思います。

山北課長

了解いたしました。

大森委員

僕も前任校の時にスポーツ関係で、野球部の勧誘をやっていたんですけど、野球とかで言うと高野連とかの決まりもあって、要するに県教委の決まりもあるけれども各団体の決まりもあるんじゃないですか。それと中学生の場合難しいのが、中学校の部活動で優秀な成績を収めている子と、例えばシニアリーグやボーイズリーグとかで優秀な成績を収めている子がいる場合の勧誘は、シニアとかボーイズは中学の部活動ではないので、ある意味スカウティングが自由になってしまう。保護者は中学校にここからスカウトが来たのでこの学校に行きますのでよろしくということを三者面談の時に言うパターンがあると思います。この請願書読ませていただいて論点がよく分からないのは、スポーツの部活に対しては確かにこういうことはあると思うんですけども、最近の多くはクラブチームなので、北野委員が言われているのはクラブチームのことやと思うし、それについては高野連とか高体連の方で何らかの申し合わせがあるんじゃないかなと。その辺

がこの書き方を見るとちょっとよく分からない。それこそ先ほどと同じでタイトルと中身が違うので分からないんですけど、部活動の場合は色々なケースがあるので、意見書の書き方はこれで僕は良いと思うんですけど、裏はちょっと違うかなという気がします。

北野委員

クラブチームであっても部活動であっても、多分高校に上がるのは一緒になってくると思うので、保護者の中には不公平感があると考えられる方もいらっしゃると思いますので。

山北課長

基本的に社会体育の場合にも、校内の部活動と同じように対応するように高校の教員には伝えております。

教育長

県立高校の入学試験に際して、中学生やその保護者に対する当該高校の教育内容や課外活動とか色々な生徒の心得も含めて説明会を幅広く行っていきまして、そこに当該校に興味・関心のある中学生や保護者に参加していただきます。その中で、例えば部活動がその学校の特色の1つとしているところについては、その方針等も説明されたり質疑応答がされたりする状況があります。そこには北野委員がおっしゃったような、中学校の部活で近所の高校、あるいは県内の高校にいくつもの他の中学校の部活も合わせて技術指導や交流で行くということはあると思うんです。その中で、個別に何らかの入試に関わることを話すのはよくないので、してないということと、統一的な説明会以外に必要な情報提供がある場合には、個別の教員同士がやり取りをすることは絶対にするなということを書いて、もしそういう場合には組織同士で当該校の校長から該当の校長にきちんと話をしたうえで、その了解の元で、双方の教員が立ち会うと思うんですけれども、該当の中学校に興味・関心のある生徒や保護者が参加をして、説明をしたり意見交換や質疑を受けたりするというのをこの2項で書いているんですけれども、今おっしゃっていただいているのは、そういう部分もよりそういう場面を持つことができるということをもっと広く知らしめるべきというご意見だと思いますので、そこはまた、各学校別の広く色々な人に説明する会合でそういうことも可能ですということを説明することがいいのか、どういう場面がいいのかは検討させていただいて、入試そのものに疑念を持たれることのないよう、公平・公正な入試を継続できるようにそこは該当課で検討させていただきたいと思います。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・報告事項

報告1 令和4年度職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」及び「三重県教育委員会特別感謝状」贈呈について（公開）

(山北高校教育課長)

報告1 令和4年度職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」及び「三重県教育委員会特別感謝状」贈呈について

令和4年度職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」及び「三重県教育委員会特別感謝状」贈呈について、別紙のとおり報告する。

令和5年1月11日提出 三重県教育委員会事務局高校教育課長

資料の1ページをご覧ください。「1 趣旨・目的」のところですが、この制度は、職場体験やインターンシップ等により、児童生徒の勤労観・職業観の育成や学習意欲の向上に顕著な功績をあげた事業所に対して、感謝状及び特別感謝状を贈呈し感謝の意を伝えるとともに、その功績を広く県民に周知することにより、キャリア教育を推進することを目的としています。

次に「2 制度の概要(1)」をご覧ください。感謝状については、連続して5年以上インターンシップを受け入れるなど、キャリア教育の推進に協力していただいている事業所に対して、「職場体験・インターンシップ等」部門と「デュアルシステム」部門に分けて贈呈しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響のため、中止及び縮小など予定どおりの実施が困難であったことにも配慮しています。

今年度の感謝状の贈呈については、「職場体験・インターンシップ等」部門の21事業所、「デュアルシステム」部門の8事業所の合計29事業所に行います。贈呈事業所は2ページのとおりで、学校への支援内容等は4ページから11ページに記載しております。

1ページ「2 制度の概要(2)」をご覧ください。特別感謝状は、感謝状の贈呈を受けて以降、連続10年にわたってインターンシップを受け入れるなどの要件を満たした事業所に対して、平成28年度から贈呈しています。特別感謝状についても、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮し、今年度は4事業所に対して特別感謝状及び記念品を贈呈することとします。贈呈事業所は3ページのとおりです。

なお、記念品については、県内の工業学科(伊賀白鳳高等学校と伊勢工業高等学校)の生徒が記念盾を製作します。

次に、1ページの「5 感謝状贈呈式」をご覧ください。感謝状贈呈式は2月7日(火)に開催し、教育長から感謝状を贈呈します。

なお、(5)実施形態につきましては、現時点では、感謝状贈呈事業所とその事業所を推薦した学校関係者が来場する形で開催を予定しています。報告は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第56号 令和4年度三重県一般会計補正予算(第9号)(教育委員会関係)につ

いて（非公開）

石井教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言